

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引き上げのご案内

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和8年7月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	令和8年7月1日以降
民間企業	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
国・地方公共団体等	2.8% ⇒	<u>3.0%</u>
都道府県等の教育委員会	2.7% ⇒	<u>2.9%</u>

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員40.0人以上から37.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 令和8年度分の障害者雇用納付金について

(※申告期間：令和9年4月1日から同年5月15日までの間)

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



【お問い合わせ先】

管轄のハローワーク

または、千葉労働局職業安定部職業対策課（電話：043-221-4392）